

Ⅱ 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

《第2期千葉県教育振興基本計画》

10 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

(2) 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

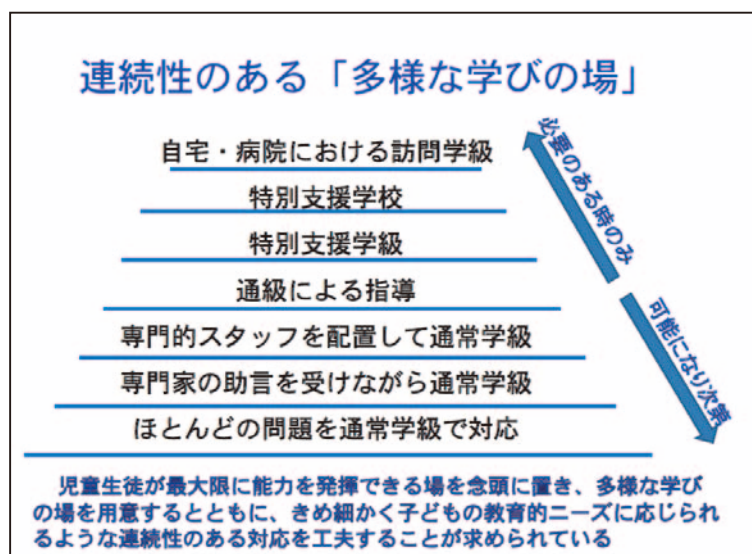
障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、通常の学級、「通級による指導」、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある「多様な学びの場」の整備と、一人一人の子供がその力を発揮できる取組の充実を図ります。また、医療的ケアの必要な児童生徒が増加していることを踏まえ、特別支援学校の多様な教育機能を提供します。**【主な取組1～7】**

千葉県では、幼稚園、小・中学校及び高等学校等で作成した「個別の教育支援計画」の下、個々の教育的ニーズに応じた支援に努めてきました。

特別支援学校では、全ての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、学習評価と連動する指導内容等の工夫及び改善を重ねてきました。

一方、幼稚園、小・中学校及び高等学校等における発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒に対して、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」に基づく指導・支援の充実を図ることについて、教育事務所を通じて各市町村教育委員会に働きかけてきたところです。

また、かねてより行われている交流及び共同学習の実施に加え、小・中学校等での支援の充実を図るため、県立特別支援学校の「通級による指導」の展開等によるセンター的機能の活用、特別支援アドバイザーの派遣、そして、特別支援教育支援員の配置等、千葉県ならではの連続性のある「多様な学びの場」で、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図ってきました。



【図9】 連続性のある「多様な学びの場」のイメージ図（文部科学省資料より）

小・中学校等の特別支援学級、「通級による指導」においては、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成率100%を目指すとともに、引き続き、担当者の専門性の向上等を推進していく必要があります。

また、平成28年12月に示された「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」中央教育審議会（答申）では、「特別支援教育の充実を図るための取組の方向性」として、「小学校等の通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等の授業において、資質・能力の育成を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学習プロセスにおいて考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示すことが必要である」と記しています。

今後は、通常の学級に在籍する発達障害等を含めた障害のある幼児児童生徒への指導の充実を図るために、以下の7つの取組を推進していきます。

【主な取組1】 地域で共に学び育つ教育の推進

特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子供たちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進めていきます。

千葉県で学び育つ子供たちが、将来、地域社会において、あるいは国際社会の中で、相互に人格と個性を尊重し合える豊かな感性を持ち、その力を発揮していく人材として成長する上で、同じ学校に在籍する障害のある幼児児童生徒を理解し、互いの個性を尊重し合えるようにすることを目指します。そのためには、特別支援学級や特別支援学校に在籍する幼児児童生徒との交流及び共同学習は極めて重要なものと言えます。（「コラム5」参照）

この交流及び共同学習を進めるに当たって、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒及び関係する全ての人が、互いによさを認め合い、共に学ぶ仲間であると認識できるようにしていくことが重要です。

その意味で、障害がある人の生涯学習の推進のために、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした国や千葉県の取組に合わせて、障害者スポーツを活用して交流及び共同学習を推進することには大きな意味があります。現状の取組の一例としては、県立千葉盲学校と高等学校とのフロアーバレーでの交流等があげられます。

一方、障害者がスポーツを行うに当たって、場所を確保することが難しい現状もあります。そこで、特別支援学校の施設開放を積極的に活用して、障害者スポーツの進展、障害者スポーツを活用した交流及び共同学習等の推進に取り組みます。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状（平成28年度）	目標（平成33年度）
障害者スポーツを通じた交流の実施回数	20校 のべ79回 実施率 57.1%	22校 実施率 60.0%
特別支援学校における放課後や休日の障害者スポーツ等の体育施設開放状況	24校 体育施設開放実施率 68.6%	36校 体育施設開放実施率 100.0%

〔重点Ⅱ 取組1-①〕

共生社会の形成に当たり、全ての学校において、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学び、互いを社会の構成員として尊重し理解し合う気持ちを育てていきます。そのため、県教育委員会の方針に沿って、思いやりのある豊かな心を育む道徳教育や人権教育の中でも障害者理解教育の推進に努めます。

また、特別支援教育の理解啓発のために、手話等を取り入れた学習活動の設定や障害に応じた参考資料の作成・活用を推進したり、優良実践事例を紹介したりして、学び合いの機会となる集団活動や交流及び共同学習が行われるようにしていきます。

〔重点Ⅱ 取組1-②〕

特別支援学校と幼稚園、小・中学校及び高等学校等との幼児児童生徒が、交流及び共同学習を相互に楽しめるような障害者スポーツ（軟式野球、卓球、フロアーバレー、サウンド・テーブル・テニス、フライングディスク、ボッチャ等）について、特別支援学校の専門性や教育資源を活用し、普及促進していきます。

また、特別支援学校の児童生徒等が、スポーツを楽しめる環境を整え、地域との交流や卒業後の余暇活動に生かしていけるように努めます。

〔重点Ⅱ 取組1-③〕

障害のある人が生涯に渡ってスポーツや文化活動を楽しむための基盤づくりとして、特別支援学校を活用した学校開放や千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター等の活用に一層取り組んでいきます。

【主な取組2】 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進

一人一人の障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、その合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実を図ります。

小・中学校等における特別支援教育の推進に当たっては、校内体制を整え、学校全体で取り組むこととなっています。その中で、特別支援学級や「通級による指導」を担当する教員は、通常の学級の担任と連携し、障害の可能性のある幼児児童生徒とその保護者への支援や、一人一人の教育的ニーズに応じた指導から進路に向けた指導まで、きめ細かな実践を積み重ねてきました。

特に、平成19年度以降、特別支援教育の対象となった発達障害の理解啓発と指導方法の改善について、特別支援学級や「通級による指導」が果たしてきた役割は極めて大きいものがありました。平成30年度から実施される高等学校における「通級による指導」にも、高等学校の教育課程の編成の工夫と合わせて、これまで小・中学校等で積み上げてきた具体的な指導方法等を生かしていけるようにと考えています。

合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進については、平成23年に障害者基本法が改正され、障害を理由とする差別の禁止に関し、障害者権利条約にいう合理的配慮の概念が盛り込まれました。県教育委員会では、平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行される前に、同年3月30日付けで「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領」を策定しました。すでに、県内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等において、必要に応じた合理的配慮の提供がなされています。

また、平成29年3月には、「合理的配慮事例集～小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の事例を中心に～」を作成・配付し、学習に関すること及び生活に関することの30事例を明示しました。合理的配慮の提供に当たっても、小・中学校等の特別支援学級及び「通級による指導」の担当教員は、通常の学級の担任と連携しながら、本人や保護者との合意形成に努め、必要な変更や調整の方法を提案するなどしており、事例集において、これまで県内の各学校で積み上げてきた取組の重要性を改めて確認しました。（「合理的配慮事例集」は県教育委員会特別支援教育課のホームページに掲載）

今後も、学校における合理的配慮の好事例を収集し事例集にまとめるなどし、全ての学校において合理的配慮が適切に提供されるよう努めていきます。



「合理的配慮事例集～小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の事例を中心に～」(平成29年3月)

〔重点Ⅱ 取組2-①〕

県内の全ての学校において、引き続き、障害の有無にかかわらず全ての幼児児童生徒に分かりやすく、学習や学校生活への興味や意欲が向上する授業づくりや学級づくりを推進するよう、授業力向上につながる研修を千葉県総合教育センター等において実施します。

〔重点Ⅱ 取組2-②〕

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供を徹底し、障害特性の理解促進を図ります。また、適切な指導・評価の実践が広がるよう、指導者のスキルアップにつながる参考資料の作成や、Web上の支援サイトの開設などの支援環境づくりを推進します。

また、千葉県総合教育センターとの連携により、県内の全ての学校を対象として、特別支援教育に関する研修の充実を図っていきます。

〔重点Ⅱ 取組2-③〕

定期的に教職員向けの指導資料集を作成・配布し、教職員の指導力向上に努めます。今後も、合理的配慮の先進的な事例を蓄積し、事例集を発行したり、モデル校の実践発表を行ったりして、合理的配慮の共有化を図ります。

〔重点Ⅱ 取組2-④〕

特別支援学級に在籍する児童生徒及び「通級による指導」の対象児童生徒に係る「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率を100%にし、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実させていきます。

〔重点Ⅱ 取組2-⑤〕

合理的配慮の提供の申出のあった通常の学級に在籍する発達障害等の障害のある児童生徒に係る「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率を100%にすることを目指します。これらの計画に本人・保護者等と合意形成した合理的配慮の内容を明記し、適切に提供していきます。

〔重点Ⅱ 取組2-⑥〕

各学校で作成する通常の学級における各教科等の指導案に、発達障害等の障害のある児童生徒のもつ学習の困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを具体的に明記することを推進していきます。

【主な取組3】 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実

特別支援アドバイザーや特別支援教育支援員の配置による小・中学校や高等学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校に専門性の高い外部人材を配置し、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に取り組みます。

県教育委員会では、特別支援アドバイザー（「コラム2」参照）や特別支援教育支援員の配置に取り組んできました。特別支援アドバイザーに特別支援教育に関する高い専門性を有する職員を配置し、可能な限り長期間、学校の生活の様子を把握した上で、学校で児童生徒が学習や生活をしやすいように学校の指導体制に対してアドバイスをしています。

また、幼稚園、小・中学校及び高等学校等の障害のある幼児児童生徒に対して、それぞれの障害種に応じた専門的な指導・支援をするために、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや「通級による指導」担当者等を中心として、地域支援に努めています。

〔重点Ⅱ 取組3-①〕

幼稚園等が、特別支援学校等の有する専門的な支援機能を活用して教育相談や就学相談ができるよう、特別支援学校の取組や相談方法の周知に努めるとともに、幼稚園教諭への研修の充実を図ります。

〔重点Ⅱ 取組3-②〕

小・中学校等が、特別支援学校の有する専門的な支援機能を効果的に活用できるよう、特別支援学校の取組や相談方法の周知に努めます。

〔重点Ⅱ 取組3-③〕

高等学校においても、障害のある生徒が必要に応じて、特別支援教育支援員による支援を受け、充実した学校生活を送ることができるよう、県立高等学校への特別支援教育支援員配置に、引き続き取り組んでいきます。

〔重点Ⅱ 取組3-④〕

高等学校に在籍する発達障害を含む障害のある生徒が、安心して学校生活を過ごせるように、特別支援アドバイザーや県専門家チーム委員の派遣等の積極的な活用を促進します。

【主な取組4】 高等学校における特別支援教育の充実

高等学校における発達障害やその可能性のある生徒の才能を伸ばす生活・学習支援の取組や職業的自立に向けたキャリア教育の充実についての実践研究を行い、関係機関、地域企業等との連携を強化するとともに、研究成果の教育課程上への位置付けを図ります。

これまで高等学校では、小・中学校等のように障害に応じた学習を行う場がなかったため、研究指定校により障害に応じた指導の研究や、障害のある高校生の就労の在り方について研究を積み重ねてきました。

今後、こうした成果を県内の高等学校で共有し、自己理解に基づくキャリア教育の一層の充実や、教育課程の工夫による一人一人の教育的ニーズに応じた指導の実施を目指していきます。

〔重点Ⅱ 取組4-①〕

高等学校の障害のある生徒の進路実現に向けたキャリア教育の充実（進路先の確保等を含む）を図るよう、研究指定校の成果を県内の高等学校に周知します。

〔重点Ⅱ 取組4-②〕

障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする自立活動等について、高等学校においても実施できるよう、「特別の教育課程」（自立活動）の編成に関する研究や、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を行ってきました。これまで取り組んできた内容を踏まえ、今後はさらに特別支援学校と連携した研究及び実践も進めていきます。

また、平成30年度から、高等学校における「通級による指導」を導入することを踏まえて、実施体制等について検討を進め、担当教員の配置に努めるとともに、特別な教育課程を含めた教育課程の編成や評価、さらには県内のネットワークの構築等を進めていきます。（「コラム4」参照）

〔重点Ⅱ 取組4-③〕

高等学校の発達障害を含む障害のある生徒が、卒業後に職業的に自立をしていくことができるよう、高等学校と特別支援学校、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等が連携して、就労支援を行っていくための体制を充実させます。

さらに特別支援学校の就労に関するノウハウを活用することで、高等学校における障害のある生徒の一人一人に応じたキャリア教育の充実を目指します。

【主な取組5】 ICTを活用した教育の推進

障害のある児童生徒の情報活用能力を育成するため、教育用コンピュータの整備・更新を進めます。

また、学習効果を高める観点からICTを活用した遠隔教育について、指導方法の開発や教育効果等の調査研究を実施し、障害の特性に応じた指導の充実やICTを活用した教育の普及促進を図ります。

これまで、病弱特別支援学校をはじめ、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害のいずれの特別支援学校においても、ICTの活用を教育課程に位置付け、指導の充実に取り組んできました。

それぞれの障害に応じたネットワークの形成、専門性のある指導体制の確保、「個別の教育支援計画」の作成及び活用、教材の確保、施設設備の整備、個に応じた特別な指導、交流及び共同学習の観点等から、基礎的な環境整備やICTを活用した教育の充実を図っています。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状（平成28年度）	目標（H33年度）
ICT活用による教員の指導力向上	75.2% （教員が授業中ICTを活用する指導力調査で、「できる」と回答した割合）	90.0% （教員が授業中ICTを活用する指導力調査で、「できる」と回答する割合）

〔重点Ⅱ 取組5-①〕

小・中学校及び高等学校等での障害のある児童生徒に対するICTを活用した合理的配慮の具体的な手立てとして、入院児童生徒への遠隔教育、不登校児童生徒への活用、肢体不自由児童生徒のコミュニケーションとしての教育用コンピュータの活用、視覚障害や聴覚障害のある児童生徒へのグローバル教育等におけるICTの活用が進むように実践事例等を紹介します。

〔重点Ⅱ 取組5-②〕

入院などの事情を抱える児童生徒が、ICTを活用して授業を効果的に受けることができる仕組みや教育課程の内容、指導と評価の方法等の充実を目指します。

またICTの活用について特別支援学校と転学前に在籍していた小・中学校及び高等学校等との連携を含めた児童生徒の学習の機会の保障に努めます。（「コラム7」参照）

〔重点Ⅱ 取組5-③〕

ICTを用いた交流及び共同学習により、県内にとどまらず、他県や外国の同じ障害のある児童生徒と交流することにより、障害や病気があっても、視野を広げたり、外国語の学習に積極的に取り組んだりすることができるようにしていきます。また、県内各地の学校間で、テーマごとに交流できる取組の研究等について進めていきます。

【主な取組6】 特別支援学校が有する多様な教育機能の活用

特別支援学校において、一人一人の障害の状態に適した教材教具を整備し、分かりやすい授業の推進を図るなど、在籍する幼児児童生徒に対するきめ細かな教育を充実します。

また、特別支援学校の総合的な教育機能を充実させ、多様な教育的ニーズへの対応を推進します。

これまで、県内全域の小・中学校等では、難聴、言語、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒、LD・ADHDの「通級による指導」の展開を進めてきました。

また、特別支援学校では在籍する幼児児童生徒へはもちろんのこと、該当する地域の拠点として「多様な学びの場」をつくりあげる努力をしてきました。そして、平成13年度から聴覚障害、平成22年度から視覚障害、平成25年度から肢体不自由、病弱において、より専門性の高い県立特別支援学校の「通級による指導」を展開しています。（「コラム14」参照）その他、相談支援等における小・中学校との連携を強化するなどして、地域の多様な教育的ニーズへも対応しています。

[目標値の設定]

目標項目	現状（平成28年度）	目標（H33年度）
特別支援学校による障害に応じた「通級による指導」の場の増加	16か所 （視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱身体虚弱に応じた「通級による指導」を展開する特別支援学校の延べ学校数16校、実質13校）	32か所 （視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱身体虚弱に応じた「通級による指導」を展開する特別支援学校の延べ学校数32校、実質17校）

コラム 14 県立特別支援学校における「通級による指導」

「通級による指導」は、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導である自立活動等を「通級指導教室」といった特別の場で行う特別支援教育の一つの形態です。

千葉県では、平成13年より千葉聾学校による聴覚障害の「通級による指導」を開始しました。視覚障害は平成22年から千葉盲学校で、平成25年から肢体不自由が船橋特別支援学校で、病弱は仁戸名特別支援学校と四街道特別支援学校で開始しています。平成28年度では特別支援学校13校、複数障害に対応している学校があり、延べ16校展開しています。

【内訳】 視覚障害2校 聴覚障害3校 肢体不自由8校 病弱3校

対象児童生徒等の障害の状況や通級のしやすさにより、サテライト教室・巡回指導・本校通級といった様々な形態で「通級による指導」を展開しています。

〔重点Ⅱ 取組6-①〕

特別支援学校による「通級による指導」の機能の拡大を図り、一人一人の教育的ニーズに応じた支援が地域で受けられるように努めます。特に、これまで県央部に集中していた視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の各障害に対する支援機能を県全域に展開するとともに、拠点となる特別支援学校が多様な障害種に対応できる総合的な教育機能を有するようにします。（「コラム16」参照）（P62～65）

また、平成30年度からの高等学校における「通級による指導」の導入に向け、教育課程編成の工夫や、支援の方向性等を検討し、体制を整えていきます。（「コラム4、コラム14」参照）

〔重点Ⅱ 取組6-②〕

様々な障害のある幼児児童生徒への指導上の工夫や改善をした「分かる授業」の実践事例や、特別支援学校が有する教材・教具等を積極的に紹介して、教職員をサポートする体制づくりを進めます。

また、各特別支援学校が積み上げてきた研修内容・体制を地域の幼稚園、小中学校及び高等学校等の特別支援教育コーディネーター、特別支援学級の担任、「通級による指導」の担当者等に紹介・提供していきます。

〔重点Ⅱ 取組6-③〕

理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）などの専門家を、引き続き特別支援学校の非常勤講師としていきます。こうした外部人材を活用することにより、特別支援学校の専門性をより高め、幼稚園、小・中学校及び高等学校等に広げることで、多様な教育的ニーズへの対応を推進します。

〔重点Ⅱ 取組6-④〕

特別支援学校が有する障害に関する専門性と、発達障害や精神疾患、医療的ケアも含む自立活動に関する指導方法や内容等に関連する指導・支援機能を、地域で共有する教育資源として、幼稚園、小・中学校及び高等学校等や地域の様々な機関や団体に対して、積極的に周知し、活用機会の拡大を図ります。

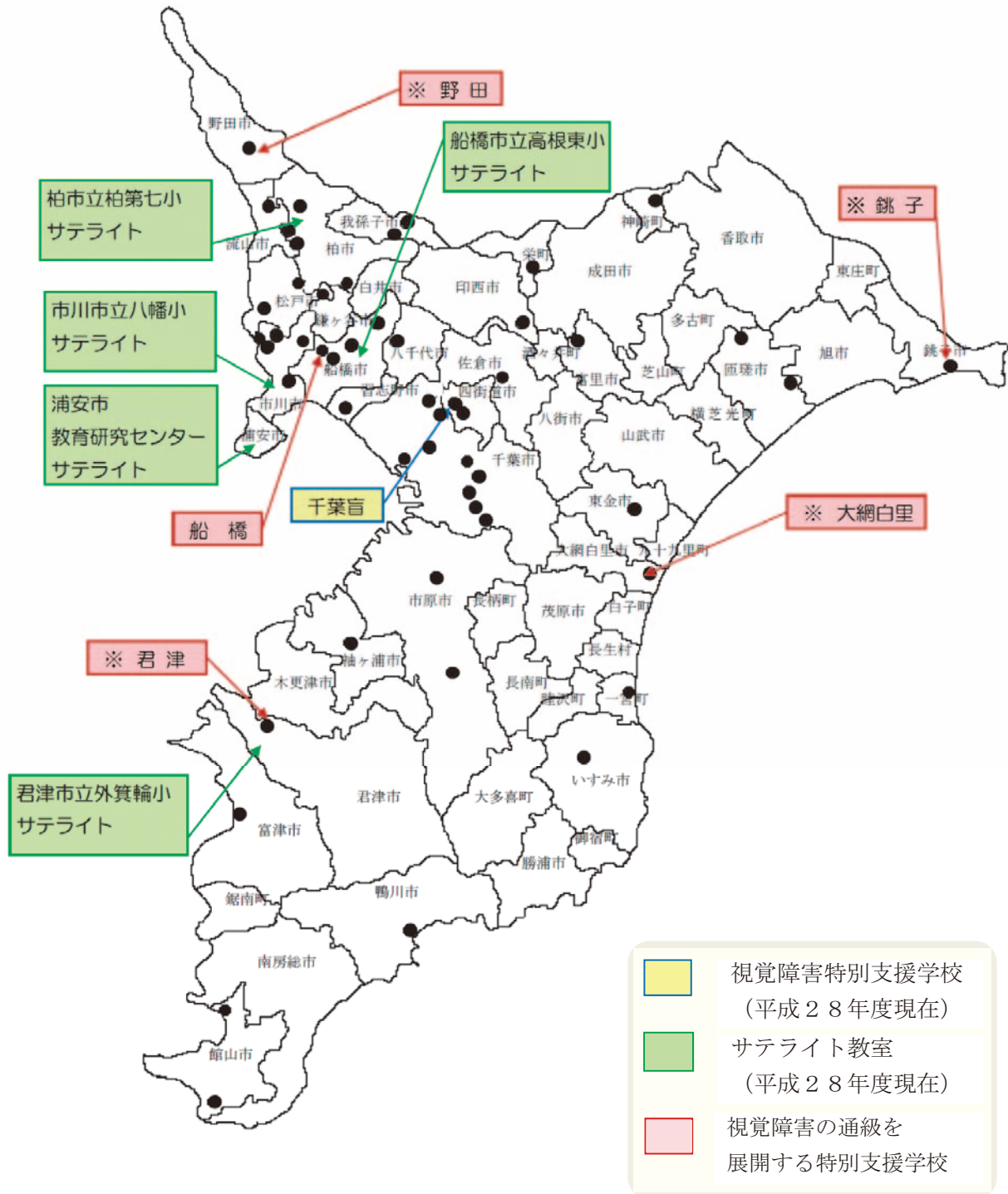
〔重点Ⅱ 取組6-⑤〕

学習指導要領の改訂により、児童生徒の実態に応じた指導方法や指導体制の工夫改善を通じて、個に応じた指導を推進することが求められています。一人一人の発達や成長を支える視点から、知的障害のある児童生徒の各教科の指導と評価の在り方を開発し、今後の教育課程の改善に取り組んでいきます。

平成33年度(予定)

「通級による指導」を展開する特別支援学校

(視覚障害)

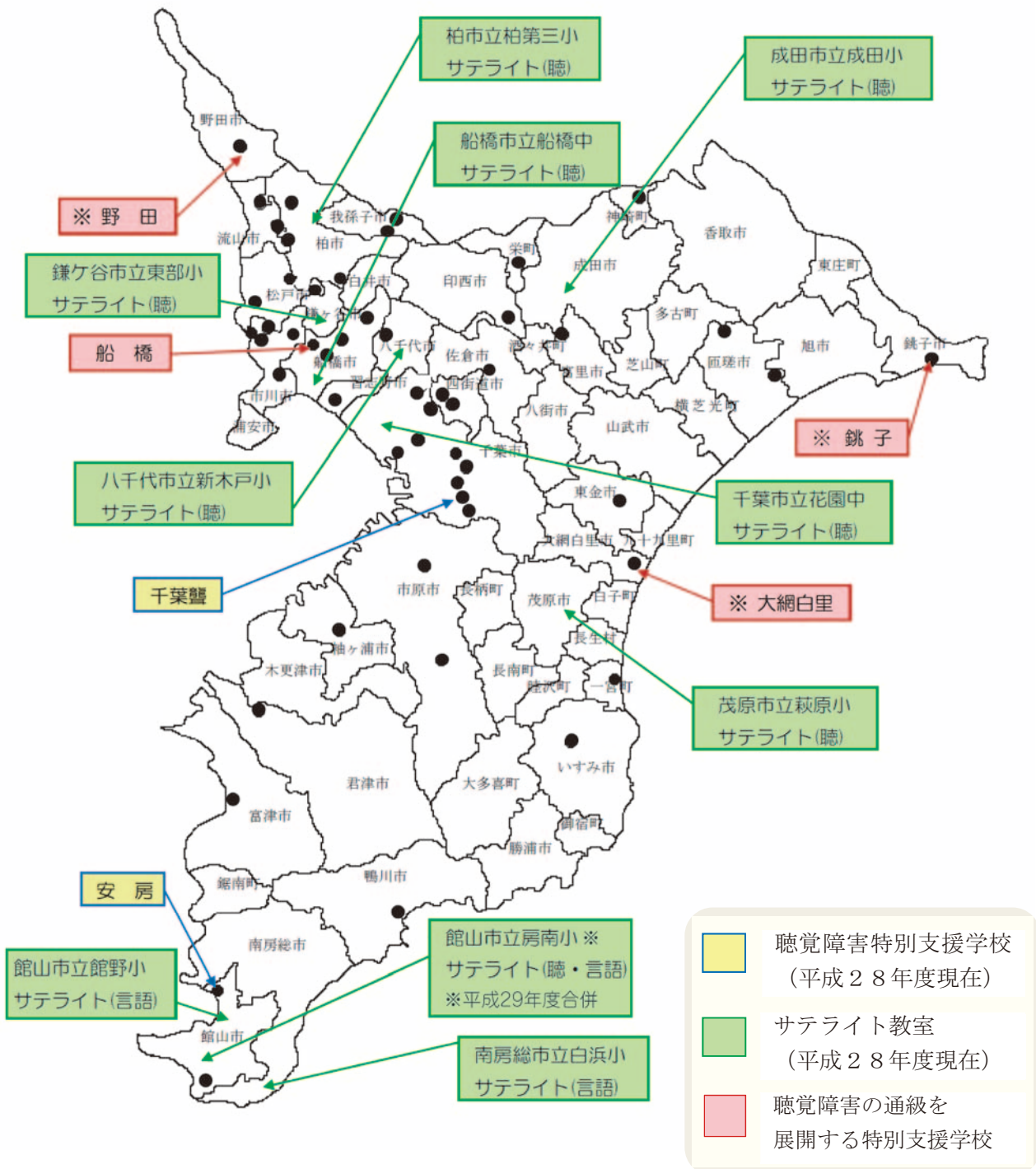


※印は今後の予定

平成33年度(予定)

「通級による指導」を展開する特別支援学校

(聴覚障害・言語障害)



第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料

平成33年度(予定)

「通級による指導」を展開する特別支援学校

(病 弱)

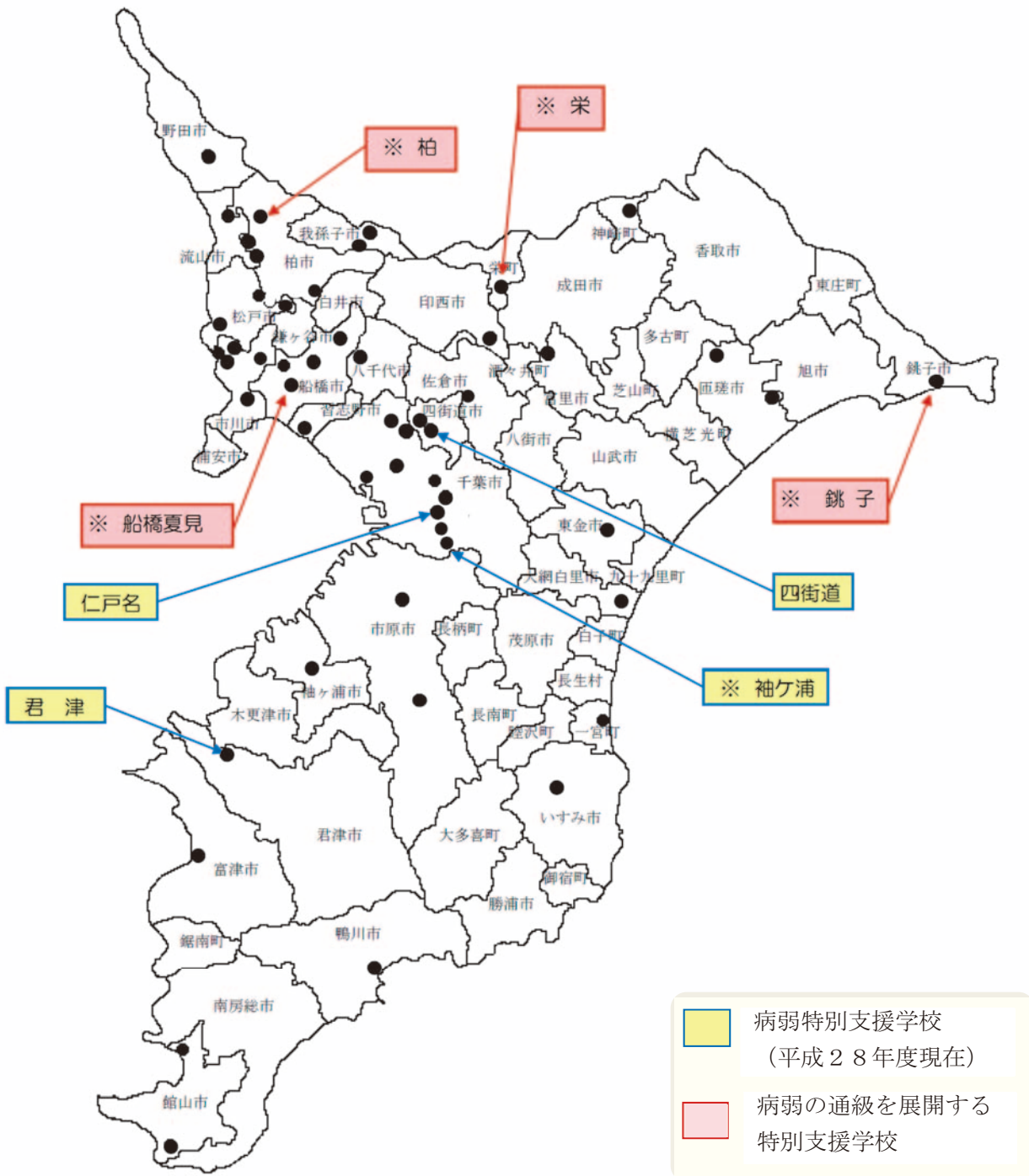
第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料



【主な取組7】 様々な困難を抱える子供への支援の充実

特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒に対し、安全で確実な支援ができるよう、担当する教員及び特別非常勤講師（看護師）への研修を充実します。

また、強度行動障害、精神疾患、高次脳機能障害、その他様々な事情で学習や生活に著しい困難を抱える児童生徒への適切な支援の充実を図ります。

これまで本県では、平成9年度の県立船橋特別支援学校における医療的援助行為に係る研究指定を皮切りに、看護師を特別非常勤講師として配置するなどの準備を進め、平成17年度から医療的ケアとして取組を始めました。平成28年度は27校に看護師62名を配置し、積極的に展開を進めています。

今後も、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が安全安心で健康的な学校生活を送ることができるよう、障害の状態や程度に応じた対応に努めていきます。（「コラム6」参照）

また、障害のある幼児児童生徒への支援を充実させるため、千葉県総合教育センターで、小・中学校等での特別支援教育に関する基礎研修、特別支援教育コーディネーターや「通級による指導」担当者の専門性の向上に関する研修を展開し、幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校等で必要な研修の提供に努めています。県内の特別支援学校、特別支援学級の指導案等をデータベースとして保存するとともにホームページから閲覧できるようにもしています。

さらに、同センター特別支援教育部では、特別支援教育に関する図書や映像資料等を保存しており、貸し出しを行っています。

加えて、県教育委員会では、特別支援学校の教員が、様々な障害についての専門性の高い研修を受講できるように、国立特別支援教育総合研究所（NISE）や大学等と連携し、中・長期型の研修の受講を推進しています。

〔重点Ⅱ 取組7-①〕

特別支援学校のみならず、高等学校においても、引き続き、学校からの要請により、修学旅行、宿泊学習、校外学習等において医療的ケアを必要とする生徒の安全確保のため、医師、看護師、特別支援教育支援員の同行体制の充実を目指します。

また、幼稚園、小・中学校及び高等学校等の医療的ケアが必要な幼児児童生徒が安全安心な学校生活を送れるよう、医療的ケアネットワークをつくっていきます。

さらに、国に対し、特別支援学校への正規職員としての看護師配置を、引き続き要望していきます。

〔重点Ⅱ 取組7-②〕

県で行う特別支援教育の理解を深めるための研修については、小・中学校及び高等学校等の管理職の悉皆研修とし、学校全体として特別支援教育の推進が図られるようにしています。

今後は、幼稚園、小・中学校及び高等学校等の通常の学級の教員が特別支援教育について理解を一層深められるよう、さらには全ての学校の特別支援教育コーディネーターが、より専門性の高い研修を受けられるように計画していきます。

〔重点Ⅱ 取組7-③〕

平成28年度に設置された、県内初の児童心理治療施設(※)内に分教室を開設し、福祉・医療と連携して、情緒障害児に対応する新たな学びの場を展開しました。

また、県内の強度行動障害等への実践を重ねてきた特別支援学校を研究指定し、この成果を研究報告会で県内に周知しました。

今後、これまで各特別支援学校に研究の蓄積が少ない強度行動障害、精神疾患等の障害について、研究校での実践を県教育委員会ホームページに掲載し、指導方法等の共有化を図ります。

また、千葉リハビリテーションセンターや精神保健福祉センター、各地の小児科、小児精神科の医師と協力し知見を深めるなど、医療との連携を深めていきます。

※平成28年度当時は情緒障害児短期治療施設。平成29年3月の児童福祉法等の一部改正により名称変更。

〔重点Ⅱ 取組7-④〕

小・中学校等に対しては、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導・支援の充実を図るため、市町村教育委員会の要望をもとに、「通級による指導」の担当教員の配置に努めます。

コラム

15 特別支援学校のセンター的機能

千葉県では、特別支援学校のセンター的機能の充実を目指し、平成25年度から3年間研究事業として取り組み、特別支援学校の役割として、その充実に努めてきました。

具体的には、以下のとおりの成果を上げてきました。

- ① 相談機能→小・中学校等教員への支援
- ② 指導・支援機能→通級指導の充実
- ③ 研修機能→小・中学校等教員対象の研修会の充実
- ④ 広報・啓発機能→特別支援教育に関する情報発信
- ⑤ コーディネーター機能

→「個別的教育支援計画」の作成・活用を図り、関係者会議主催

<参照ページ> I 主な取組1、II 主な取組3～7、III 主な取組3、V 主な取組2-③

